

登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染状況等に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な道路運送事業等の事業継続を支援するため、市内で道路運送事業等を営む者に対し、事業に要した燃料の購入費用の一部として、登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業継続の下支えすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業等 次に掲げる事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業

エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業

(2) 運送事業者等 現に道路運送事業等を営む者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に該当する者。ただし、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者を除く。

イ 事業を営む個人

(3) 交付対象車両 道路運送事業等の用に供する自動車で、運送事業者等が所有又はリース契約等に基づき借用している車両をいう。

(4) 交付対象燃料 令和3年10月から令和4年5月までの間のうち任意の4か月において、支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）が交付対象車両の運行のために購入したガソリン、軽油、液化石油ガスその他交付対象車両の運行に必要な燃料をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、市内に事業所を有する運送事業者等とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象燃料の合計に対し、1リットル当たり5円を乗じた額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付対象車両一覧(様式第2号)
- (2) 第2条第1号アからウまでの規定による事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書いずれかの写し、交付対象車両全てに係る車検証の写し及び交付対象車両全ての写真(当該交付対象車両の自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。)が写っているものに限る。)
- (3) 第2条第1号エの規定による事業を営む者においては、当該事業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し、交付対象車両全てに係る車検証の写し及び交付対象車両全ての写真(当該交付対象車両に係る運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が写っているものに限る。)
- (4) 交付対象者が購入した交付対象燃料の数量、金額、購入日時等が分かる領収書等の写し
- (5) 振込先口座の通帳等の写し
- (6) 申請者の身分証明書の写し
- (7) 法人の場合のみ、直近の確定申告書等の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年10月31日までにしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、1事業所につき1回に限り行うことができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金交付決定通知書兼口座振込通知書(様式第3号)又は登米市燃料価格高騰対策運送事業者等支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、交付申請に係る交付対象車両、交付対象燃料その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたことが判明したときは、支援金の交付決定を取り消すとともに、その交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。